

「Live！横浜 2027（仮称）」グランモール公園会場イベント企画制作・運営等業務委託
業 務 説 明 資 料

1 件名

「Live！横浜 2027（仮称）」グランモール公園会場イベント企画制作・運営等業務委託

2 事業の実施目的

「Live！横浜」は、横浜を「音楽のまち」としてブランディングしていくため、みなとみらい21地区を中心とした都心臨海部の音楽施設・民間イベントや音楽団体、横浜市などが一体となって創り上げる新しいスタイルのフェスティバル。

音楽を中心にダンスやスポーツ、アニメコンテンツなどの多様なジャンルを一体的に組み込み、発信力のあるイベントと連携したコンテンツや公共空間等を活用した街なか展開、そして、次世代育成・市民参加の取組などを有機的につなぎ合わせ、より多くの市民に楽しんでもらうとともに、まちのにぎわい創出や回遊促進に取り組む。

3 事業の実施内容

Live！横浜の一環として、音楽、ダンス、アート、スポーツなど様々な体験・鑑賞プログラムやキッチンカー等のフードエリアをグランモール軸で展開し、滞在性を高め、まちのにぎわいを創出する。これらの実現に向け、グランモール軸を活用した、企画制作・運営等業務を委託する。

なお、本業務説明資料は受託候補者による提案検討のための参考資料であり、記載内容は現時点の想定であるため、業務内容・条件等は委託者との協議のうえ、変更される場合がある。

4 開催概要

(1) 日時

令和9年（2027年）4月3日（土）、4日（日）11:00～17:00（荒天中止、準備日2～3日）

(2) 会場

グランモール公園（美術の広場、栈橋の広場、眺めの広場）

(3) ターゲット

- ・子ども・子育て世代を中心とした来街者
- ・同時期開催の民間イベントの来場者

(4) 入場料・参加料

無料

(5) 目標値

来場者数 延べ30,000人以上

5 開催イメージ

子ども・子育て世代を中心とする来街者が安心して楽しめる、ステージや体験、グルメがそろったイベントとして、公園全体を一体感ある空間に演出し、心地よい滞在空間を創出する。具体的な開催イ

メージは次の通りとする。

(1) 滞在空間の創出

統一感のある装飾や案内サインで公園全体を演出。また、快適な休憩スペースや親子向けエリアを設置し、滞在を促進する。

(2) 鑑賞・体験型プログラムの展開

- ・メインステージ（キャラクターショー、音楽、ダンス等のパフォーマンスを実施）
- ・ミニステージ（公募出演者によるパフォーマンスを実施）
- ・練り歩きパフォーマンス（マーチング等）
- ・子ども向けワークショップ、音楽やスポーツ等の体験ブース、市施策等のPRブース

(3) フードエリア・マルシェの展開

- ・幅広い世代が楽しめる多様なフード・ドリンクの提供と憩いの場となるエリアを設置

(4) サステナブルな取組

- ・環境負荷の低減や地域資源の活用、社会的包摂など、持続可能性を意識した運営

6 前提条件

- (1) 本業務において、以下の項目は委託者が主体となって実施するものとし、受託者は必要に応じて委託者との連携・調整を行うものとする。

- ・出演者の選定および決定
- ・体験ブースおよび市施策等のPRブースの企画・手配
- ・傷害保険、賠償責任保険への加入

- (2) 本事業の令和9年度にかかる業務は、令和9年度予算が横浜市の会において議決されることを停止条件とする案件であり、予算の議決がなされない場合は契約が成立しない。

また、令和9年度事業計画と予算がLive！横浜実行委員会において承認されることも停止条件とする案件のため、承認がなされないときは成立しない。

7 業務内容

本業務は、「2 事業の実施目的」「3 事業の実施内容」「4 開催概要」「5 開催イメージ」を踏まえ、次の通り行うこと。

(1) 会場全体の統一感を演出するための空間デザインおよび装飾計画(令和8・9年度)

全長約700mにおよぶグランモール公園を、来場者に一体的なイベント会場として認識してもらうことを目的とし、造作物の配置、当日プログラムや会場マップ等の案内サインの配置、会場装飾、動線設計などを含む装飾計画について企画すること。

(2) 滞在促進および空間演出・コンテンツの企画(令和8・9年度)

会場内の滞在時間を延ばし、特に子ども・子育て世代の来場者が快適かつ安心して過ごせるような空間演出やコンテンツを企画・提案すること。来場者の属性や動線、会場内の回遊性を踏まえながら、滞在意欲を高める工夫を講じること。

(3) 運営（進行、運営、警備等）計画の立案

ア 業務推進スケジュールの策定(令和8年度)

・イベントの準備から開催までに必要な事項や装飾等の制作工程を含めた業務推進スケジュールを策定すること。

イ 会場のエリア設計・図面作成(令和8年度)

本会場において、次の内容を考慮し、エリアを設計すること。

(ア) 安全性の確保

(イ) 近隣施設及び住民への騒音対策や競合するテナント等への配慮及び通行動線の確保

(ウ) 会場付帯である電源などのインフラ設備の確保

(エ) 会場規則の順守(警備計画、動線計画、搬出入規則、耐荷重等)

ウ 実施運営(進行、運営、警備等)計画の立案(令和8年度)

受託者は、本業務の実施運営に必要となる業務等を整理し、実施運営計画を立案のうえ、委託者に説明を行うこと。委託者への説明後、本計画に基づき実施運営マニュアルを作成すること。

エ 事業実施にかかる申請及び届出(令和8年度)

受託者は、本事業実施に伴い発生する申請業務のうち、会場使用申請および景観調整に関する手続きを除き、必要な届出等を行うこと。ただし、委託者での対応や調整が必要となる業務については、委託者が対応、同行するものとする。

オ 実施運営マニュアルの作成(令和8年度)

マニュアルにおいて最低限以下の項目を盛り込むこと。

- ・開催概要
- ・業務担当者一覧、連絡系統図
- ・関係各所(警察、消防署等の緊急連絡先を含む)連絡先一覧
- ・会場レイアウト図
- ・舞台及び設備等図面
- ・実施スケジュール(セクションごと)
- ・設備等、搬入車両等の動線
- ・警備計画
- ・警備員、運営スタッフ等配置図
- ・看板等掲示物レイアウト及び配置図
- ・雨天時等の開催判断及び対応方法
- ・緊急時(悪天候、天災等)の避難計画や対応方法
- ・負傷者発生時の措置や、救急隊や消防署との連絡手順
- ・会場備品一覧
- ・出演者、スタッフパスデザイン
- ・出演者プロフィール

(4) 運営・警備にかかる業務

ア 実施運営マニュアルに沿った人員(設営・撤去、深夜警備含む)の手配(令和9年度)

※体験ブース内および市施策等のPRブース内のコンテンツは、各ブース出展者が実施する

イ 各会場の設営・撤去(令和9年度)

※設営2～3日、撤去1～2日を見込む

- ウ 来場者の整理・動線管理(令和9年度)
- エ 出演者の控室運営(令和9年度)
- オ インフォメーションブースの設置・運営(令和9年度)
- カ 委託者が手配する関係チラシ等の配布物の折り込みおよび配布(令和9年度)
- キ 会場の動員集計(令和9年度)
- ク 司会者手配および進行台本の作成(令和8・9年度)
- ケ 廃棄物処理(令和9年度)

(5) メインステージの観覧エリア運営にかかる業務

ア 優先観覧エリアの募集業務(令和8・9年度)

メインステージにて実施するキャラクターショーについては、子どもを主な対象とした優先観覧エリアを設置するものとする。

優先観覧エリアにおける観覧者の事前募集を行うプログラムについては、募集受付、抽選、当落通知等を含む一連の業務を実施する事務局機能を担うこと。また、先着順等により観覧者を決定するプログラムについては、整理券の配布、配布状況の管理、当日の案内対応等、必要な運営を適切に行うこととする。ただし、優先観覧エリアの事前募集又は先着順等による案内方法については、委託者と協議のうえ決定するものとする。

イ 優先観覧エリアの運営業務(令和9年度)

優先観覧エリアの設置に必要な備品等を手配のうえ、安全に運営すること。

(6) 舞台・音響にかかる業務

ア ステージ設営(令和9年度)

(ア) メインステージ(1か所)

- ・ダンスパフォーマンス50人・吹奏楽演奏80人程度を想定したパフォーマンスエリアの設置
- ・仮設ステージの設置は行わず、横浜美術館前の石段エリア(既存構造物)をそのままステージとして使用することとし、ダンスパフォーマンスを行うことを前提に床面を設えること。
- ・会場スペースに適した音響・電源・演出対応をすること。

(イ) ミニステージ(2か所程度)

- ・ストリートライブや小規模編成のダンスパフォーマンスが展開可能な設えとする
- ・ミニステージは公募出演者が出演するステージとし、公募出演者の募集及び選定は、「Live! 横浜2027(仮称)クイーン軸会場公募ステージ企画制作・運営等業務委託」の受託事業者が行うものとする。当該運営事業者と連携のうえ、配置や仕込み、進行などのステージにおける調整・連絡を事前に行い、円滑にステージを進行すること。

イ 舞台進行業務(令和9年度)

- ・出演者ごとのステージ演出や構成、進行タイムテーブルに基づき、舞台進行管理を行う。出演者及び関係者への事前説明・確認や、当日の集合・転換・退出等の誘導を含む。
- ・練り歩きパフォーマンス(マーチング等)については、パフォーマンスのルートや進行について出演者と事前に確認すること。

- ・会場ごとの特性を踏まえて舞台上および周辺の安全確保を徹底し、ケーブルの養生やステージ高低差への配慮、緊急時対応フローの整備などを行い、リハーサルやパフォーマンス時に出演者・スタッフ・来場者が事故や怪我をしないよう安全対策を講じること。

ウ 音響業務（令和9年度）

- ・音響オペレーターの手配およびオペレーション業務
- ・音響機材の手配および設営・撤去
 - (ア) メインステージ（1か所）
 - 観客エリア（観客規模 400～600 人程度）に音が均等に届く機材を手配すること
 - (イ) ミニステージ（2か所程度）
 - ポータブル PA システムを想定
- ・電源確保や雨天対策、騒音対策（近隣施設への配慮）についても考慮し、事前に委託者と協議のうえ、必要な対策を講じる。

(7) 施工・備品手配業務

- ア 電源工事（会場付帯の電源設備からの引き込みや分電、配線）（令和9年度）
- イ 必要備品（テント、ウェイト、パイプ椅子、長机、什器、姿見等）の手配・設置・撤去（令和9年度）
- ウ 規制備品（プラスチック柵やカラーコーン等）の手配・設置・撤去（令和9年度）
- エ 装飾備品等の制作（令和8年度）
 - 案内サイン及び装飾等の制作物については、委託者と協議のうえ決定すること
- オ その他
 - ・施工・備品の内容・構成等の詳細については、受託者決定後に委託者と協議のうえ決定するものとする。
 - ・実施にあたりやむを得ず変更が生じた場合は、委託者と受託者で随時協議のうえ対応方法を調整し、委託者の承諾を得た上で対応するものとする。

(8) 出演・出展関係の調整

- ア 委託者が指定する出演者との調整（令和8年度）
 - メインステージおよびミニステージ出演者の舞台進行・運営に必要な調整を出演者で行うこと
 - ※メインステージ約 20 団体、ミニステージ約 40 団体を想定
- イ 委託者が指定するブース出展者の受け入れ調整（令和8年度）
 - 出展にあたって必要な調整を出展者で行うこと
 - ※体験ブースおよび市施策等のPRブース約 30 団体を想定
- ウ キッチンカーの手配・運営（令和8年度）
 - ・キッチンカーの出店に際しては、出店料を徴収しないものとする。また、ジャンルに偏りが出ないように、事業の趣旨に沿ったキッチンカーを委託者と協議のうえ、手配すること
 - ・飲食物の販売にあたっては、プラスチックごみの排出を抑えることを重視し、非プラスチック製の食器など環境に配慮した資材を使用すること
 - ・キッチンカーに必要な申請業務及び届出業務を行うこと

(9) 記録撮影(令和9年度)

Live!横浜の事業報告や広報等に活用するため、ステージ及び体験プログラムや会場風景等の記録撮影(スチール)を行うプロカメラマンを2日間手配すること。

なお、すべての出演者を撮影対象とする必要はなく、具体的な撮影内容や構図等については、委託者と協議のうえで決定するものとする。

(10) 業務実施報告書作成(令和8・9年度)

8 成果品の作成

(1) 成果品は次のものとする。

実績報告書

(2) 成果品は次の場所に納品すること。

Live!横浜実行委員会事務局

(横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市にぎわいスポーツ文化局内)

(3) 本事業に係る成果品の権利は実行委員会に帰属するものとし、受託者はその成果品を自ら利用し、又は第三者に帰属させてはならない。

9 概算額

概算業務価格(上限価格)は30,000千円(税込)を限度とします。

※概算業務価格の見込みは令和8年度15,000千円(税込)、令和9年度15,000千円(税込)とします。

10 履行期間

契約締結日から令和9年5月31日(月)まで

11 履行場所

Live!横浜実行委員会が指定する場所

12 開催中止に伴う費用負担

台風、暴風、地震などの天災によりプログラムを終日中止と判断した場合、開催当日に係る人員及び機材手配等の費用負担について次の通りとする。

中止決定時期	委託者負担分
開催日当日・前日	該当費用の全額
開催前々日以前	該当費用の8割

13 留意事項

(1) 本業務の実施に際しては、実行委員会事務局と十分な協議を行いながら進めることとし、本業務説明資料に記載のない事項及び疑義のある場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

- (2) 本業務の検討内容及び進行状況等について、実行委員会事務局が報告等を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。また、実行委員会が公表している又は実行委員会事務局が認めた情報以外の情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、本業務におけるデザインについて、商標登録等されていないオリジナルのものであること及び第三者の著作権等を侵害するものではないことを保証するものとする。万一、第三者から権利侵害の訴え等が生じたときは、受託者は自己の責任においてこれを解決するものとする。
- (4) 本業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ実行委員会の承諾を得なければならない。
- (5) 本業務の成果物に係る使用权及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう）は、写真・イラスト等を含め、全て実行委員会に帰属し、受託者はその成果を自ら利用し、又は第三者に帰属してはならない。また、実行委員会が 2 次利用を含めて、これを自由に使用できるものとする。これにより受託者に生じた、いかなる損害についても実行委員会は責任を負わないものとする。
- (6) 受託者は、委託者と週 1 回から 2 回程度、定期的に協議を行い、業務を進めていくこと。ただし、進捗状況等を委託者及び受託者で協議し、定期的な協議の実施が難しいと判断した場合にはこれに限らない。
- (7) 個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びにその他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講すること。
- (8) 受託者は、本委託業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。また、本委託業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。契約終了後もまた同様とする。